

令和4年度 北区防災対策事業の概要

各種訓練・講座等については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等により、実施回数縮小等の可能性があります。

1 自主防災組織等に関連する取り組み

1) 震災訓練

町会・自治会を母体とした自主防災組織（180 組織＝4月1日見込み）は、防災週間（8/30～9/5）を中心に、任意の日程で震災訓練を行っている。

令和4年度については、新型コロナウイルス感染症に十分な配慮を求めながら、あわせて防災関係機関の協力を得て取り組むことで地域の防災力向上に努めていく。

2) 自主防災組織活動助成金

自主防災組織の活動促進のために活動助成金交付を実施する。

交付金額は下記のとおり。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 組織割 | @20,000 円 |
| ② 世帯割 | @30 円×世帯数（北区ニュース同様） |
| ③ D級消防ポンプ活動助成金 | @9,000 円 |
| ④ C級ポンプ隊活動助成金 | @24,300 円 |

3) 地区防災会議防災訓練補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、合同訓練の実施が難しい場合も想定されることから、今後の状況によっては、補助要件の見直しを検討します。

地区防災会議（自主防災組織の連合体）の運営及び合同訓練に係る経費の一部を補助する。（限度額@200,000 円）。

4) スタンドパイプ屋外格納庫補助金

自主防災組織がスタンドパイプ屋外格納庫を購入・設置した際に支払った金額の1/2を補助する（限度額@100,000 円）。

5) 防災用資機材の機能点検

自主防災組織が保管している小型消防ポンプ（D級、C級）及び発電機について、専門業者による機能点検を行う。

2 備蓄物資について

1) 避難所への配備

①給水袋（手提げ式容量4リットル）

区の給水車が3台体制になったことから、在宅避難者へ飲料水を提供するための給水袋を、本年度に引続き避難所へ配備する（5か年計画の最終年）。

②応急組立て給水槽（1トン×2基）

被災者への飲料水供給をこれまで以上に円滑に行うため、既存のポリタンク方式から、設置や移動が容易で、かつ区の給水車との接続が可能な組立て式のものを、本年度に引続き避難所へ配備する（5か年計画の最終年）。

③災害用汚物圧縮保管袋

避難所から排出される残飯やし尿袋（オムツ）などにより懸念される衛生問題に対応するため、圧縮保管袋（70 cm×50 cm）を、本年度に引続き避難所へ配備する（5か年計画の最終年）。

2) 北区災害用備蓄・管理・供給計画に基づく備蓄資機材倉庫整理

令和元年に策定した北区災害用備蓄・管理・供給計画に基づき、備蓄倉庫整理を行う。区内57か所ある災害備蓄倉庫のうち、令和4年度中に20か所について倉庫整理を行う。

3 前年度から継続して取り組む主な事業

1) 簡易型感震ブレーカーの配布・設置促進

不燃化特区内の木造住宅にお住まいの方を対象に、災害時の通電火災による延焼の拡大を抑えるため、簡易型感震ブレーカーの配布を行う。当初、平成29年度からの3ケ年計画としていたが、令和4年度も継続して実施する。

2) 家具転倒防止器具・感震ブレーカーの取り付け支援

「北区避難行動要支援者名簿」に登録されている方、若しくは65歳以上のみで構成されている世帯を対象に、家具転倒防止器具及び感震ブレーカーの取り付け支援を行う。

3) 中学生防災学校

災害時に地域の貴重な担い手となることが期待される中学生を対象に、災害の行動などについての説明と、地震や煙の体験、応急救護、初期消火等の体験学習を行う。

4) 災害医療体制の整備

災害時の医療体制の充実を図り、地震等の災害に備えるため、北区医師会・北区薬剤師会等の協力を得て、緊急医療救護所の設置・運営・連携等の確認・訓練を、病院と合同で実施する。

- ・緊急医療救護所 5か所（病院）
- ・医療救護所 7か所（学校避難所）

5) 雨水貯留施設整備

集中豪雨対策として、民間住宅への雨水貯留槽設置を支援するとともに、公共施設へ雨水貯留施設を整備している。

6) 自主防災組織による避難所開設訓練

区が各避難所に配備した避難所開設キットを用いて、大規模震災に備えるため各自主防災組織が中心となる避難所開設の訓練を実施する。計画では19の連合会ごとに1か所以上避難所を設定していただき、対象となる自主防災組織を中心に訓練を実施する。

4 令和4年度の新規・拡充事業

1) 東京都地域防災計画の改定

令和4年度から5年度にかけて、東京都による首都直下地震の被害想定見直し

を反映するとともに、区により策定を進めている大規模水害避難行動支援計画と整合を図り、大規模地震及び風水害へ実効性のある対応が可能な計画として改定する。

2) 大規模水害への対応強化

近年全国各地で発生している大規模水害に備えるため、区民が荒川氾濫の危険性や避難場所の開設場所などの正確な知識を身に付けられるよう、引き続き普及啓発に努めていく。

①洪水ハザードマップ動画の作成

スマートフォンの普及に伴い、手軽に動画を視聴することが可能になったことから、ハザードマップの見方や避難方法などの内容の動画を作成し、ホームページに公開することにより、風水害の備えに対する意識の向上や、防災の知識を身に付けることを啓発していく。

②大規模水害避難行動支援計画の策定

自力での避難が困難な者への個別の支援内容をあらかじめ定めた個別避難計画の作成方針や避難行動要支援者名簿の活用方法の整理など、水害発生時の要配慮者への支援対策をまとめた総合的な計画策定に向けて、令和3年度から引き続き検討委員会にて協議していく。

- ・令和4年度 検討委員会 2回開催予定

③コミュニティタイムライン作成支援

大規模水害発生時に「逃げ遅れゼロ」を目指すために、地域ごとに「いつ・誰が・何をするか」を整理した計画であるコミュニティタイムラインの作成を、荒川氾濫時の浸水が想定される連合会単位で促進していく。令和4年度はモデル地区にて試験的に作成支援を実施する。

- ・大部分の浸水が想定される町会自治会連合会 11連合会
- ・令和4年度実施予定数 1連合会

④マイ・タイムライン普及リーダー育成事業

水害からの早期避難を促進する上で、事前に家族等と避難先を決めるなど避難行動計画（マイ・タイムライン）を作成することは大変重要である。マイ・タイムラインを区民に普及すると共に、普及リーダー認定制度にて、リーダーにそれぞれの地域特性に応じた避難行動を地域の方と一緒に考えてもらい、マイ・タイムライン普及の役割を担ってもらう。令和3年度から回数を増やし開催する。

- ・マイ・タイムライン作成講座 11回
- ・マイ・タイムライン普及リーダー育成講習会 3回
- ・マイ・タイムライン・フォローアップ 2回

3) 北区ニュース防災特集号の発行、配付

地震、水害など、災害対応に関する情報の普及のため、7月を目途に北区ニュース防災特集号を発行し、区内全戸配布する。

4) オンライン防災イベントの実施

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域における防災訓練等の実施が難

しい状況となっている。また、地域における防災訓練等の課題として、参加者の固定化や高齢化があり、幅広い世代が参加しやすい新しい防災イベントの実施が求められている。

本事業では、ICT を活用したオンライン防災イベントを開催することにより、コロナ禍においても継続的な防災知識の普及啓発を行うとともに、従来の防災訓練等に参加が難しかった若年層やファミリー世帯の積極的な参加を促すことで、防災への興味・関心を持つきっかけを提供し、地域全体の防災力向上につなげていく。

運営方法（案）

- ・参加方法：事前申込制
- ・開催日数：1日
- ・公演回数：全3回
- ・所要時間：約90分/回
- ・参加人数：150組/回
- ・使用端末：パソコン、タブレット端末、スマートフォンなど
- ・使用ソフト：Zoomなどのオンライン会議ソフト

5) 防災行政無線(移動系)の更新

老朽化した移動系無線をIP型携帯無線機(約400台)に更新し、位置情報、画像伝送、音声認識機能等を活用し災害対策本部活動の効率化を図る。さらに無線網の冗長性を向上させるため重要拠点にはMCA型(半固定)の無線機を併設する。

5 防災まちづくり

1) 密集住宅市街地整備促進事業

老朽木造住宅が密集し、公共施設等の整備が不十分な地区を対象に、避難路や延焼遮断帯の整備、老朽木造住宅等の建替えの促進を図るとともに、住環境の整備など災害に強い総合的なまちづくりに取り組んでいる。

令和4年度は、令和4年3月に設立された岩淵町まちづくり協議会の活動支援等を通して、新たに岩淵地区(17.3 ha)での事業化を目標に同事業の整備計画を策定する。

(事業導入地区)

- ・西ヶ原地区 (30.0 ha)
- ・志茂地区 (99.4 ha)
- ・十条駅東地区 (51.7 ha)
- ・十条北地区 (30.3 ha)
- ・十条駅西地区 (26.8 ha)

2) 不燃化推進特定整備事業

甚大な被害が想定される木造密集地域のうち、地域危険度が高いなど、特に改善を図るべき地区を「不燃化特区」に指定し、東京都と北区が連携しながら整備を行っている。

令和4年度は引き続き、老朽木造建築物の除却支援等の助成事業を中心に、一層の取組みを促進するため「住まいの相談会」、「不燃化セミナー」の開催等により引き続き事業の周知に努める。

(指定地区)

- ・ 十条駅周辺地区 (81.2 ha)
- ・ 志茂・岩淵地区 (116.7ha)
- ・ 補助 81 号線沿道地区 (1.0 ha)
- ・ 赤羽西補助 86 号線沿道地区 (6.0 ha)

3) 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進

地震発生時における建築物の倒壊により、避難、救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動などを支える道路が塞がれることを防ぎ、避難路及び輸送路を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震性の向上を促進するため助成制度を設けている。

4) 無電柱化チャレンジ事業

木造住宅密集地域内にある歩道のない狭い道路において、震災時の電柱倒壊等による避難路の閉塞を防止するため、無電柱化チャレンジ事業を推進する。

令和4年度は、すでに東京都の事業認定を受けた先工区区間の詳細設計を進めるとともに、後工区、検討工区の事業化に向け用地取得の取組みを引き続き進める。

(対象路線)

- ・ 区道 1274 号線 (志茂スズラン通り商店街、志茂平和通り商店街)

5) 木造住宅の耐震化促進

新耐震基準以前に建築された木造住宅を対象に、耐震化促進事業を行っている。

6) 橋梁の健全度調査等

橋梁が老朽化 (架設後 20~50 年が約 7 割) していることから、橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕と、定期的な橋梁健全度調査を行い、安全な交通の確保を図っている。

①橋梁健全度調査

- ・ 紅葉橋 (滝野川 2-60・滝野川 4-1)
- ・ 岩淵橋 (志茂 5-45・岩淵町 23)
- ・ 童橋 (田端 1-20・田端 2-12)
- ・ 東台橋 (田端 1-21・田端 5-1)
- ・ RSS 橋 (王子 1-4・王子 1-4)
- ・ 東十条北口跨線人道橋 (東十条 4-1・中十条 3-16)
- ・ 十条跨線橋 (中十条 2-10・東十条 2-16)
- ・ 地藏坂跨線人道橋 (中十条 2-10・東十条 2-16)
- ・ 御坊坂跨線人道橋 (西ヶ原 2-7・栄町 34)
- ・ 車坂跨線橋 (上中里 2-23・上中里 1-27)

②耐震対策工事

- ・ 岩淵橋 (岩淵 23・志茂 5)

7) 橋梁の維持補修工事及び架替整備事業

経年劣化による老朽化を防止し、通行車両等に対する耐荷力を保持するため、橋梁の維持補修を行うとともに、経年劣化が著しい橋梁については、計画的な架替えを行っている。

①維持補修工事

- ・ 十条跨線橋（中十条 2-10・東十条 2-16）

②架替整備事業

- ・ 十条跨線橋（影響検討等）（中十条 2-10・東十条 2-16）
- ・ 新柳橋（橋梁下部工事・旧橋撤去工事）（豊島 2-11・堀船 2-28）
- ・ 新田橋（仮設修正設計、事業予定地整備工事）（豊島 7-33・足立区新田 3-2）